

いま

なぜ

大嘗祭か

日本基督教会靖国神社問題特別委員会

1989年8月25日発行

発行 日本基督教会大会靖国神社問題特別委員会  
委員長 小池 創造

編集 日本基督教会大会靖国神社問題特別委員会  
事務局 久保 義宣

注文は上記委員会事務局へ

栃木市城内町1丁目10-6 栃木教会気付

定価 200円

教会ブックレット

# いま なぜ

だいじょうさい

## 大嘗祭か

キリスト者と天皇制 Q&A

日本基督教会大会靖国神社問題特別委員会

### はじめに

1969年「靖国神社法案」が国会に提出されて以来、推進者側はあらゆる方法を使って、天皇を中心とした国造りをめざしています。

これに対し、私たちは靖国神社問題を教会の信仰を問われる信仰告白の課題・戦いと位置づけ、そのたびに声明・決議を行い、教会の立場を明らかにしてきました。しかしそれにもかかわらず、天皇の重体・死去・葬儀をめぐる異常な雰囲気は、天皇を中心とした国家の再現を思わせるものでした。

さらに、1990年秋には、いわゆる「大嘗祭」が行われると言われています。そこで当委員会は、教会ブックレット『いまなぜ大嘗祭か』を発行し、教会としてどのようにキリストの主権と真実を私たちの国において告白するのか、Q&Aのかたちで、問題を歴史的・神学的（告白的）・教会的に整理し、教会員の信仰の訓練と証言のため編集した次第です。

各教会では、これをテキストにして、牧師や長老とともに学び、指導を受けていただき、やがての時に備えて、あわてたり、ためらったり、動揺することなく対応でき、イエス・キリストを主と告白する教会の信仰の立場を鮮明にして頂くことを願ってやみません。

「あなたがたのうちにある望みについて説明を求める人には、いつでも弁明のできる用意をしないさい。しかし、やさしく慎み深く、明らかな良心をもって、弁明しなさい。」

（Iペテロ3章15～16節）

日本基督教会大会靖国神社問題特別委員会

委員長 小池 創造

### A 大嘗祭について 4

- Q1 大嘗祭とはなんですか？
- 2 天皇の即位式はどのように行われるのですか？
  - 3 大嘗祭はこれまでどのように行われてきたのですか？
  - 4 現憲法にそぐわない大嘗祭をなぜ行おうとするのですか？
  - 5 大嘗祭が行われた場合、どのような影響が考えられますか？
  - 6 大嘗祭が皇室の私的行事として行われるならば問題はないのですか？
  - 7 キリスト者は大嘗祭の問題をどのように考えるべきですか？

### B 天皇制について 12

- Q8 いま、憲法では天皇はどのように位置づけられていますか？
- 9 かつて、天皇についてはどのように教えられていましたか？
  - 10 かつて、キリスト者にとって、天皇のことでのどのような問題が occurred か？
  - 11 敗戦後、天皇裕仁は人間宣言をしたのではありませんか？
  - 12 敗戦後、教会は天皇のことをどのように受け止めたのですか？
  - 13 キリスト者にとって象徴天皇制のどこが問題なのですか？
  - 14 教会はなぜ天皇の問題を取り上げるのですか？

### C 政治権力とキリスト者について 20

- Q15 聖書は「上に立つ権威に従うべきである」と教えているではありませんか？
- 16 教会で天皇の問題を取り上げるとは伝道の妨げになりませんか？
  - 17 教会と国家との関係をどのように考えるべきでしょうか？
  - 18 教会では天皇の戦争責任問題をどのように考えますか？
  - 19 教会の戦争責任をどのように考えたらよいのでしょうか？
  - 20 キリスト教会では靖国神社問題とどのように取り組んできましたか？

### D キリスト者の今後の課題 28

- Q21 天皇問題について今後に残された課題はなんでしょう？
- 22 元号はどう考えるべきですか？
  - 23 日の丸はなぜ問題なのですか？
  - 24 君が代は歌ってもよいのでしょうか？
  - 25 天皇制は差別の根源などと言われますが、何が問題なのですか？
  - 26 イギリスの女王と同じように天皇のことを考えることはできませんか？
  - 27 キリスト者は天皇を神さまだと思わないから、それでよいではありませんか？
  - 28 キリスト者であることと日本人であることとは、どのように考えたらよいのでしょうか？

## Q<sub>1</sub>

「大嘗祭」とはなんですか？

## A

「大嘗祭」は戦前国家神道体制下で規定されていた天皇即位にともなう儀式ですが、一九四五年国家神道体制とともに廃止されたものです。

「大嘗祭」は新しく即位する天皇を神とするための、最も重要とされていた神道儀式です。新天皇即位の後、前天皇の服喪の期間（二年）が終ってから、占いによって決められた田（悠紀・主基の両斎田）でとれた新穀の飯と酒を天皇の祖先の神々に供え（神饌の儀）、共に食し（共食の儀）、共に寝る（御衾の儀）儀式です。そのようにして先祖の天皇霊が新天皇と一体化するという、天皇霊受け継ぎのための「神道秘儀」であり、同時に臣下が新天皇に服属し、忠誠を誓う儀式でもあります。

毎年秋、宮中では「新嘗祭」が行われていますが、新天皇即位後初めて行うとき、これを「大嘗祭」と呼びます。新天皇はこれによって宗教的権威を身につけ、支配権を確かなものとして、祭司王・現人神となるとされています。

「大嘗祭」は、中国大陸や朝鮮半島から伝わった農耕文化や政治支配体制と関わりがあると言われています。穀物の豊かな実り（五穀豊穰）を約束する祭司王として、新天皇が神格性を帯びて統治する、政治的・宗教的意味を持つものでした。古代以来いろいろな形で伝えられ、明治以降の近代天皇制国家においても、天皇を現人神とするための原点となってきました。

## A 大嘗祭について

旧皇室典範は、大日本帝国憲法制定日と同時に制定され、同憲法と並ぶ国家の根本大法とされ、天皇自らこれを定め、国民や議会は関与すべきではないとされていました。現行皇室典範はその名は同名ですが、通常の法律として国会の議決により改廃されます。

登極令（一九〇九年制定・一九四五年廃止）  
天皇の儀式である踐祚・改元・即位の礼・大嘗祭についてその方法を定めたものです。

## Q<sub>2</sub>

天皇の即位式はどのように行われるのですか？

## A

現行皇室典範には「皇位の継承があったときは、即位の礼を行う」（第二四条）とありますが、これは現憲法に従って、国民主権のもとでの象徴天皇制の即位式として行われるべきものです。

天皇の即位儀式は、古くは「踐祚・即位の礼・大嘗祭」の三つから成っていました。これは時代の変化とともに形を変えて受け継がれ、一八八九年（明治二年）の旧皇室典範で明確に成文化され、その後「登極令」（一九〇九年）で、施行細則も定められました。

その「登極令」によれば、「即位の礼」は天皇踐祚の後、皇位に就くことを人々に伝える儀式で、天皇が「高御座」に昇る「賢所大前の儀」と「紫宸殿の儀」を中心として、内外の客をもてなす「大饗」まで、二八の儀式があり、大正・昭和の天皇即位のときは「登極令」によって行われてきました。

しかし、敗戦後連合軍司令部は、神道指令（一九四五年）で国家神道体制を解体しました。新憲法（一九四六年）のもとでの新皇室典範の規定は「即位の礼」だけを残して、他の二つ（踐祚・大嘗祭）を廃止しています。しかも、「即位の礼を行う」と規定されているだけで、その具体的な方法については何も定めていません。

今回は「即位の礼」「大嘗祭」共に東京・皇居内で行う方針を宮内庁はたてていと伝えられています。具体的には、前天皇の喪が明けた一月、「即位の礼委員会」が発足してから定められることになるでしょう。

しかし、「踐祚」の諸儀式が強行されたように、「即位の礼」も、「皇室の伝統」を重視するといいたいながら「登極令」をよりどころとし、大正・昭和天皇の例にならって行われるものと思われれます。

一九七九年四月、衆議院内閣委員会で、当時の内閣法制局長官真田秀夫は「そういう神式のもとで国が大嘗祭という儀式を行うことは許されないと考える」と答弁としています。

Q

3

「大嘗祭」はこれまでどのように行われてきたのですか？

最近「皇室の伝統」という表現で「大嘗祭」などが古代以来同じように受け継がれてきているかのように宣伝されていますが、実態はその時その時様々で、いま言われるような形が整ったのは明治時代のことでした。

明治天皇は即位式から二年余を経た一八七一年（明治四年）一月一七日、東京皇居内の吹上御苑で「大嘗祭」を行い、宗教面でも最高の存在であることを公に表明しました。その後「大日本帝国憲法」「皇室典範」（一八八九年）および「登極令」（一九〇九年）などによって国家と宗教とを結合し、政治支配者を宗教的に権威付け、国家神道体制を法的に整えました。しかし、それらの法令に基づいて天皇即位儀式が行われたのは、ただ二回だけでした（大正・昭和の即位の礼）。戦後一九四七年五月一日に、これまでの「皇室典範」と「皇室令」はすべて廃止されて、国民主権を定めた「日本国憲法」（一九四七年五月三日施行）、ならびに「皇室典範」（六月一日施行）が定められました。

政府は、一九八八年一月の国会答弁書以来、「憲法の主旨に添い、皇室の伝統等を尊重し」と繰り返し言明しながら、現実には国民主権の憲法の枠を超えて、「皇室の伝統を重視する」名目の下に、「登極令」にあるような儀礼を強行してきています。「大嘗祭」もこのような方向で強行する危険性があります。

Q

4

現憲法にそぐわない「大嘗祭」をなぜ行おうとするのですか？

「大嘗祭」は、現憲法の下ではいかなる法的根拠も持たないばかりか、神格天皇を裏づける儀礼であるため、すでに一九四七年に廃止されたものです。これをいま改めて取り上げることは、理性と良心に反し、国民主権を定めた民主主義体制に真っ向から対立する儀式を強行することになります。

「大嘗祭は、皇室神道の最高祭儀であり、天皇自ら祭司となる祭りである」という考え方は皇室神道の考え方で、宗教そのものです。そして、そのような宗教と国家が結びつくことを現在の憲法ははっきりと否定しています（憲法二〇条 政教分離原則）。わが国の憲法に政教分離原則が厳しく規定されているのは、侵略戦争の思想的根源である国家神道体制を解体し、再びこの宗教が国家と結びつくことがないように定められたからです。

憲法第八九条では「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に對し、これを支出し、またはその利用に供してはならない」と述べて、神道儀式のための支出を禁じています。「大嘗祭」は神道祭儀そのものですから、この費用を国から支出することはできません。もしこの祭儀を他の宗教と区別して「特別」なものとするならば、それは戦前の国家神道体制（天照大神を祭る伊勢神宮を中心とする皇室神道を、他の宗教と区別して、国民すべてがその個人の宗教のいかんにかかわらず拝むべきものと強制した）を復活させることとなります。

5 「大嘗祭」が行われた場合、  
どのような影響が考えられますか？

A 「大嘗祭」が、国の行事として行われた場合、それは計り知れない問題を引き起こすことになりません。

「大嘗祭」の準備段階から多くの人々を動員し、さらに「即位式・大嘗祭・大饗」と連日に行わたる盛大な儀礼は、天皇賛美のマスコミ報道とあいまって、多種多様な祝賀・記念行事とともに全国的に祝賀ムードを盛り上げることになるでしょう。その中で天皇の「神格化」が人々の前に強調され、「天皇を中心とした国造り」は、信教・思想の自由を脅かし、様々な形での人権侵害を引き起こす危険があります。

また、この時期にあわせて文部省は、学習指導要領を改定し、「天皇についての理解と敬愛」を教え、「日の丸・君が代」を強制することを決めています。この新天皇即位の礼の祝賀ムードに便乗して、天皇制強化の教育を実施するに違いありません。

さらに、現憲法を連合国の「押しつけ憲法」と宣伝し、「帝国憲法発布百年記念」や「教育勅語百年」を祝う運動をする人々は、国民主権を定め、平和原則、基本的人権確立を強調した民主主義憲法の改悪までもくろんでいます。

このように、「大嘗祭」の問題は、現憲法を形だけのものとし、天皇の神格化・元首化を復活させようとする恐ろしい動きと結びついています。

6 「大嘗祭」が皇室の私的行事として  
行われるならば問題はないのですか？

A 「裕仁」「明仁」という人間には私的営みが当然あるとしても、「天皇」の地位は国家機関の立場を表すものです。「天皇」という公的な機関としては、政教分離が貫かれていなくてはなりません。

例えば、学校の校長の就任式を「私的」に行うことがあり得ないのと同じです。就任祝い私的に行ったり、その勤めをよく果たし得るように神仏に祈願することが、各自の信仰に基づいて私的に行われることがあったとしても、その公職の就任式が私的に行われることはあり得ないのです。いま「大嘗祭」が「天皇」即位式として行われる神道儀式であるからには、それを私的に行うこと自体があり得ないことなのです。

「憲法の政教分離規定を守りつつ、皇室の伝統を尊重する」という矛盾したことを無理やり成り立たせるために、「大嘗祭」を皇室の私的行事として行うというようなことが言われておりますが、それは矛盾を国民に押しつけることです。国家神道体制のもとでの主権的統治者であった天皇の即位儀礼を改めない限り、現憲法に従った天皇即位式を行うことはできません。

もしこれが、憲法の政教分離規定に反して強行されるようなことがあると、それが元となって今後ますます、天皇神格化を求めている人々にその根柢を与えることになってしまいます。

（さろしほ みよのり）  
ほはるる

### 靖国神社問題年表(1945～1989)

- 45・8・15 天皇裕仁「終戦の詔書」放送
- 46・1・1 天皇裕仁年頭詔書で「人間宣言」発表
- 47・5・3 日本国憲法施行
- 51・5・23 日本基督教会（以下日基と略）創立大会（日本基督教団離脱）
- 53・10・15 日基第3回大会 信仰告白・憲法規則制定
- 57・2・13 「建国記念の日」祝日法改正案国会初提出
- 59・1・27 自民党 伊勢・靖国神社国家管理検討 信教の自由に関する決議（近畿中会）
- 62・8・25 日本遺族会、靖国神社の国家護持に関する要綱発表
- 63・7・12 閣議、生存者叙勲復活を決定
- 64・8・15 天皇・皇后、靖国神社境内での政府主催全国戦没者追悼式出席
- 66・3・7 建国記念日を含む祝日法改正案国会提出 日基第16回大会反対声明
- 67・10・20 日基第17回大会、靖国神社国家保護反対決議
- 69・3・ 日基各中会に靖国神社問題特別委員会設置
- 69・6・30 自民党「靖国神社法案」国会提出 日基臨時大会で抗議声明
- 69・10・24 日基第19回大会 靖国神社問題特別委員会設置
- 70・10・16 日基第20回大会 靖国神社祭神名簿抹消要求決議
- 74・6・3 靖国神社法案廃案（以後国会提出はされていない）
- 75・10・31 天皇裕仁記者会見 戦争責任について「言葉のアヤはわかりません」と発言
- 76・6・22 英霊にこたえる会結成
- 76・11・10 「天皇在位50年式典」 日基第26回大会反対声明
- 77・7・13 津地鎮祭違憲訴訟最高裁判決
- 79・6・6 元号法成立 日基北海道・東京中会「元号法制化反対」決議
- 80・8・15 鈴木首相ら19閣僚、靖国神社参拝 日基第30回大会公式参拝反対決議
- 81・4・17 天皇裕仁記者会見「立憲政治のため開戦を留め得なかった」
- 83・10・12 日基第33回大会「現代日本の状況における教会と国家に関する指針」採択
- 86・4・29 「天皇在位60年式典」 日基反対声明
- 87・9・22 天皇裕仁すい癌の手術
- 87・10・16 日基第37回大会 戦前朝鮮の教会に強要した神社参拝を調査検討する建議採択
- 88・6・1 自衛官合祀拒否訴訟最高裁判決
- 88・9・19 天皇裕仁容体悪化（吐血）
- 88・10・21 日基第38回大会「最近の天皇問題に関する日本基督教会の姿勢表明」
- 89・1・7 天皇裕仁死去・明仁即位 「剣璽等承継の儀」
- 89・1・8 日基大会議長「天皇の葬儀にともなう政教分離・信教の自由声明」
- 89・1・9 天皇明仁「即位後朝見の儀」
- 89・2・8 日基大会議長「前天皇裕仁葬儀に関する見解と要望」内閣官房長官に提出
- 89・2・24 前天皇葬儀 大喪反対集会全国100ヶ所以上 日基抗議声明
- 89・8・4 新天皇明仁、皇后と共に即位後初の記者会見

### Q7 キリスト者は「大嘗祭」の問題を どのように考えるべきですか？

A

「大嘗祭」は、天皇を神とする儀礼として行われようとするのですから、キリスト者は十戒に示されている偶像礼拝の問題として、これを取り上げる必要があります。神ならざるものを神として祭ろうとするに、いかなるかたちであろうとも、荷担してはなりません。また黙認することも、証しのつとめを放棄することになるのではないのでしょうか。パウロは、出エジプトの歴史を思い出して、「これらの出来事は、わたしたちに対する警告であって、彼らが悪をむさぼったように、わたしたちも悪をむさぼることのないためなのである。だから、彼らの中にある者たちのように、偶像礼拝者になってはならない」（1コリント一〇章六、七節）と警告しています。

戦後民主主義の大きな転換期を迎えて、昔出エジプトのイスラエルの民が、エジプトの生活を思い出してそれにひかれたり（出エジプト記一六章二節）、新たな「神」を必要としてそれを求めたり（同三二章一節）した時のように、国際化時代の中でわが国の政治家は、国を統一する何か強力な力になるものを求め、その役割を「天皇」に担わせようとしています。キリスト者はいまこそ、まことの神の正義と平和、そして公平と真実をこの国において証しすることが求められているのではないのでしょうか。

三種の神器 天照大神から天皇の祖先が授与された神器とされ、皇位の象徴として代々天皇に引き継がれている鏡・剣・玉が玉のことで、これを受け継いでいる天皇は世界を支配する者だというのが侵略戦争の思想的うしろだてになった「八紘一宇」という考え方でした。

Q 8

いま、憲法では「天皇」はどのように位置づけられていますか？

A

天皇を絶対視した戦前の憲法を改め、現憲法では、その前文に「主権が国民に存することを宣言し」、「恒久平和を念願する」と記しています。

第一章に天皇を位置づけ、その一条は、天皇を日本国の象徴と定め、日本国民統合の象徴であると規定し、その地位は主権の存する日本国民の総意に基づくこととされています。二条に皇位の継承について定め、三条は、天皇の国事行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負うと定めています。さらに四条には、天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない、と定めています。

現行憲法の規定によれば、天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づくことと規定されているのですから、戦前と同じように、国家元首として扱われたり、絶対者のように報道されたりしてはならないのです。

また、前天皇死去後に「剣璽等承継の儀」と「即位後朝見の儀」が、国事行為の一〇項にある「儀式を行うこと」として行われたと政府は説明しています。しかし、「剣璽」の問題は、皇室神道の宗教思想に基づく儀式であって、政教分離原則に反することです。そして「朝見の儀」は、天皇が国家主権者であった時代に、天皇の代替わりの際に、支配者である天皇が臣下である国民に対面し、被支配者である国民が服従を誓う儀式で、現憲法の国民主権と根本的に全く違った考え方に基づくものから、現憲法下での天皇代替わりにおいては、行われるべきものではなかったのです。

Q 9

かつて、「天皇」についてはどのように教えられていましたか？

A

「明治」時代以来、大日本帝国憲法では、その第一条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と定め、第三条には「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と定めていました。

この事を当時の教科書では、次のように教えていました。  
天照大神が「豊葦原瑞穂国（日本国）は、わが子、わが孫が代々その王たるべき地である」と言われた。三種の神器を受けてこの国を治め始めてから、歴代の天皇は厳にそれを受け継ぎ、万世一系の天皇はずっと引き継いで、この国の上にもまして統治される。天皇は、大日本帝国の統治権の主体であると言われるからだ。天皇を統治権の主体と仰ぐことは、建国の初めから定められていることであり、また未来永遠に変わらないことである。憲法はこのことを明記しただけのことで、その本質はもっと深いところにある。天皇は天からの世継ぎとして現れたものであって、その大権は天皇の祖先の神々から受けたものである。天皇は統治権の主体で、至高至上の地位にあるのだから、その行いに関し、政治上また法律上だれもその責任を問うことができない不可侵権を持っている。このように、天皇はこの国を治める神の子孫であり、この国の主権者・統治者であることは最初から明らかなことであり、国民は臣下として、この天皇に絶対服従する義務を負う。

天皇の神格性が強調され、その権威を少しも疑ってはならないと、神さまに仕えるように天皇に仕えるべきことが教えられてきました。そしてこれは、近隣の国々と比べてわが国が特別優れた存在であるという考え方が結びついていました。

Q 10

かつて、キリスト者にとって、「天皇」のことでどのような問題が起こりましたか？

A

「天皇」を中心とした国家体制を整えつつあった明治政府は、一八八九年に「大日本国帝国憲法」を定め、さらに一八九〇年には「教育勅語」を發布しました。この勅語は、教育においても「天皇」を中心とした国家主義を徹底するために出されたもので、一九四五年（敗戦）まで、教育の原点を示すものとして遵守（絶対に従い守ること）されてきました。一八九一年の正月に、東京の第一高等中学校（現東京大学）で、教育勅語の奉読式が行われたときに、同校の教員・生徒にこれを拝礼することが求められました。同校の教員であったキリスト者内村鑑三は、それを宗教的に拝礼が求められたと考えて、「勅語」に向かって拝礼することをためりました。この出来事は「内村鑑三不敬事件」と呼ばれて、人々の非難を浴び、後日、内村鑑三は、敬意を表すことに同意し、代理を立てて代拝をさせましたが、結局その職を追われることになりました。

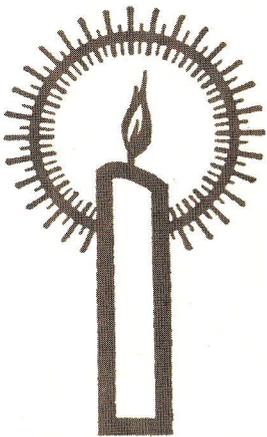
この事件がきっかけとなって、キリスト教は日本の「国体」に合わないということが言われ、「教育と宗教の衝突事件」として多くの人の関心呼び、論争が行われました。「キリスト教は日本国家のためにならない」とする批判に対し、キリスト者の側から、「お国のためになるキリスト教」という姿勢の反論があらわれてきました。国家がナショナリズムを強調し、日清・日露と戦争を重ねるに従い、キリスト教会は、その国家体制に協力するような傾向を強めていきました。

また、国家神道体制のもとで、「神社は宗教にあらず」として、皇室の祖先である天照大神をまつる伊勢神宮などに参拝することを求められたときもこれを拒否することができず、妥協してしまいました。さらには、朝鮮半島のキリスト者たちにも、「神社参拝は国民としての儀礼であつて神社は宗教ではない、だから偶像崇拜にはあたらないのだ」と説得する役割を果たしました。

さらに国民儀礼という名で宮城遙拝をもとめられたとき、多くの教会では礼拝に先立って、真の神

小沢三郎著『内村鑑三不敬事件』新教出版社

礼拝と天皇礼拝が矛盾しないかのように行っていました。そしてついには「お国のために犠牲を負うこと」が最も信仰的な態度であると説いて、アジア諸国の隣人に対する愛を忘れたような聖書の説き明かしをする者まで現れてしまいました。



Q 11

敗戦後、「天皇裕仁」は人間宣言をしたわけではありませんか？

A 一九四五年敗戦と共に、連合国総指令部の指令により国家神道体制が解体され、神社も国との関係が断ち切られ、一宗教法人としてその存続が認められました。そのような戦後改革が推し進められる中で、一九四六年の元旦に、「天皇裕仁」は詔書を発表しました。天皇が現人神であることを否定し、日本を、神話と伝説によるものではなく、他民族に優越したものとする考えを退けました。

当時のキリスト者は、これで天皇の神格化が否定されたと喜びました。しかし一九七七年天皇裕仁は、那須での記者会見で、一九四六年の詔書の意図について、「民主主義を採用したのは明治大帝の思召しである。『五箇条の御誓文』を発表してそれがもととなって明治憲法ができたんで、民主主義というものは決して輸入のものではない、ということを示す必要が大いにあったと思っています」と述べて、神格性否定の人間宣言をしたことをあいまにしました。

このたび天皇の死去に際し行われた諸儀式やマスコミの反応を考えると、「人間宣言」が架空の事であったかのように、天皇の事が絶対化され、儀式もほとんど戦前のままに行われて、天皇の神格化の問題が日本のキリスト者にとって、再び重要な課題になってきています。このような中で、天皇を神とする「大嘗祭」が行われようとしているのです。

Q 12

敗戦後、教会は「天皇」のことをどのように受け止めたのですか？

A 一九四五年敗戦直後、日本基督教団は統理の名で全国の牧師に指令を伝え、「本教団ノ教師及び信徒ハ此ノ際聖旨ヲ奉戴シ国体護持ノ一念ニ徹シ、愈々信仰ニ励ミ将来ノ国力再興ニ傾ケ以テ聖慮ニ応ヘ奉ラザルベカラズ」と述べています。いま改めてこれを読んでみて、「聖旨」や「聖慮」という、私たちが教会の信仰上使う言葉が天皇に使われていることに気づきます。国民全体がそうであったように教会全体もどっぷりと天皇神格化に漬っていたことがわかります。敗戦後も天皇制の本質に触れようとせず、国体護持の一念に徹することが、キリスト者としてのつとめであるかのように考えていました。

そのようなときに「天皇の人間宣言」が出され、キリスト者は、その「神格性の否定」を歓迎はしましたが、侵略戦争の原因のひとつに天皇制の問題があった事を、歴史的に理解する人はほとんどいませんでした。明治以来の「天皇絶対視教育」が、教会のなかでも「天皇」を相対化して見ることでできない問題として残っていました。

キリスト教会において「天皇」の問題が相対的な問題として論じられるようになってきたのは、戦後二〇年もたった、一九六〇年代に靖国神社問題に取り組みようになってからのことでした。

Q 13

キリスト者にとって象徴天皇制のどこが問題なのですか？

A

戦後民主的改革が「国体護持」を大前提にして行われたため、多くの問題を残してしまつたのです。

まず、今回の天皇代替りで明らかになつたように、天皇が神格化される危険性が常につきまといつています。天皇が「天皇」と呼ばれ、「君が代」が歌われ、「日の丸」の旗が国旗として振られ続ける限り、天皇が神格化される危険性から抜け出すことはできないのではないのでしょうか。

また、「お国のために死んだ者」を祭る靖国神社に、「天皇」が参拝することを最高の榮譽と考える人々が少なくないこの国の現実において、そして「天皇」の問題をタブー視して相対的な問題として論じることのできない中で、さらに「元号」という制度で天皇によって自分達の時間を区切られることが法によって規定される状況の中で、キリスト者はその生活のすべてにわたって信仰を貫くことに困難を覚えるようになります。

そしてまた、「天皇」の存在が、人の仕事の価値評価をしたり（勲章）、「天皇」が各地を旅行するたびに障害者の外出が禁じられるなど人権が無視されたり、皇位継承問題が、わが国では男女差別の源泉となつたり、わが国とその国民が近隣の他の国よりも優れた民族であることが強調されたりなどしています。

「象徴天皇制」は、天皇統治の昔と違って国民主権・民主主義の制度の下にありながら、なお現実には「神格化」の問題や、「差別」の問題の根源となつています。そしてそれをなかなか克服することのできない現状では、いま一度この制度を相対的な問題として、根本的に考え直すべきではないでしょうか。

Q 14

教会はなぜ「天皇」の問題を取り上げるのですか？

A

主イエス・キリストは「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい」（マタイ二二章二節）とお教えになりました。これはカイザルの肖像の刻印された貨幣が流通する領域（世俗世界の権威の所在）を認め、世俗領域において遣わされた場で神に仕えることを認めたものです。

しかし、世俗権力がその領域を超えて信仰の領域にまでその権力を及ぼそうとするときには、あるいはまた政治領域の問題でありながら、その権力が正しく公平に行使されていない場合には、教会は権力に抗して神の主権と真実と正義を証しするつとめを委ねられています。

歴史上明らかなように、国家権力は政治目的を遂行するために際限なくその領域を拡大し、ついには人間の心の領域までも自己の思いのままに方向づけたり、支配したりしようとする傾向を持っています。

わが国の歴史においても、「天皇」があらゆる価値判断の基準とされた時代がありました。いままた、「象徴天皇」という法制度の下で、「天皇」を中心とした国家であるということが強調されようとしております。天皇の名のゆえに「神のものを神に」帰することができなかつたかつての教会の過ちを繰り返してはなりません。

「天皇」が人の心を支配したり、価値基準となつてしまつたり、この国の支配者であるかのような取り扱いを受けることがないように警戒しましょう。キリスト者は、預言者としての見張りのつとめを怠らず、キリストの主権に服しつづつ、証しのつとめ、祈りのつとめに励みましょう。

Q 15

聖書は「上に立つ権威に従うべきである」と教えているのではありませんか？

A

ローマ人への手紙一三章には、政治的な権威を「すべて神によって立てられたもの」(一節)と教え、「権威に逆らうものは、神の定めに背くものである」(二節)と教えています。さらに「彼は、あなたに益を与えるための神の僕」とされ、「悪事を行うものに対しては、怒をもって報いる」(四節)と書かれています。この世の秩序が強い者・悪しき力によって踏みじられることがないように、弱いもの、正しいもの、良きものが守られるように、良きことのために役立つように、神からつとめを与えられています。わたしたちは、このような国家のつとめがよく果たされるようにとりなし、祈ることが大切です。

しかし、本来神の僕として立てられた権威が、その使命をはずれて悪しき支配を行おうとするとき、キリスト者はこれに抵抗し、その本来の責任を想起させつとめを神から与えられています。ナチス・ヒトラー政権が悪魔的な支配を行ったとき、これに抵抗して立つことを、信仰告白の戦いとしてドイツのキリスト者は結集しました。

当時日本のキリスト者は、拡大する国家の侵略戦争を間違ったことと認識することができず、むしろ国家目的に仕えることこそキリスト者の使命であるかのように教えていました。近隣諸国とわが国で人権が侵害され、主イエス・キリストの主権が権力者によって踏みじられるような事態がおきていたにもかかわらず、間違った政治権力に抗することができませんでした。わたしたちは、国家権力がその本来の使命を正しく果たすように、証しし祈らなければなりません。

Q 16

教会で「天皇」の問題を取り上げることが、伝道の妨げになりませんか？

A

確かに、求道者に向かっていきなり天皇問題を取り上げても、理解できずに妨げになり、つまずきを与えたりすることがあります。しかし、真の神を知り、信じ、礼拝するようになることと、神ならざるものを知ることは不可分のことです。したがって、求道者は天皇の問題について教えられるよりも、まず真の神について正しい認識を持つように教えられなければなりません。

わが国で明治以来天皇制教育は、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」というようなものでしたから、そしてこれが国民の大多数の人々の心の奥深くまで浸透していますから、天皇のことを取り上げると自体つまずきを引き起こす人もいます。しかし、天皇のことを語ってはならないとタブー視することとそれが、天皇神格化と深く結びついております。絶対者である神の前にすべてのものを相対的なものと理解する信仰者の立場からすると、この国で神ならざるものを神としてきた歴史を顧みて、天皇の問題や、祖先崇拜の問題に触れずに、正しい福音宣教を推進し、求道者を真のキリスト者に導くことはできません。

天皇の問題を単なる政治上の問題とだけ理解して、信仰の問題として取り上げることができず、まると天皇神格化の大きな枠組の中に取り込まれてしまっていた戦前の教会の妥協の歴史を忘れてはなりません。

Q 17

教会と国家との関係をどのように考えるべきでしょうか？

A

神は、人間の罪と墮落のゆえに混乱と無秩序が生じないように、国家に法的な秩序を与えて公平を維持させ、人はそれらを福音宣教に役立てる責任を与えられています。国家の権威や力やその他一切のことは、神の委託の中に位置付けられているのです。ですから、国家を絶対化して、わたしたちの唯一の生きるよりどころと考えることはできません。絶対的なものは常に神の主権と支配であり、教会はこの権威にのみ栄光を帰し、その他のあらゆる権威や力を相対的なものとするのです。

しかし国家は、一つの権力機構として、その相対性をわきまえることなく、委託に仕えるべき神の僕であることを忘れて、自己目的のためにその権能を限りなく拡大する傾向に陥りやすいものです。その時教会は神の委託を果たし得るように、国家としての本来の使命に立ち帰るように、証しし祈り、警告し抵抗する責務を担っています。

神の国が完成する時には、キリストはすべての権威を滅ぼして、国を父なる神に渡されます(イコリント一五章一四節)。その時が満ちるまで、地上の国家は存続し、神から与えられた権能を果たし続けるのです。教会は地上の国家の中であって、神の国の到来を待ち望みつつ、神の国の福音の宣教とその証しとを委ねられています。

「現代日本の状況における教会と国家に関する指針」第三三回日本基督教会大会決議参照(二二六頁)

Q 18

教会では天皇の戦争責任問題をどのように考えますか？

A

一人の人間の生涯は罪人として神の前に問われます。それはどのような人間に対しても同じです。その人が民衆を治める特別な責任を持っていたのであれば当然その責任が問われるのです。戦争責任を考えると、それと関わったすべての人が、自らの責任を認識し、その過去の責任を引き受ける決意がなければなりません。しかし、あの戦争の責任をそれに関わったすべての者が問われることで、当時の最高責任者であった天皇の責任が解消されるわけではありません。むしろ個々人が自己の戦争の責任を、特に加害者としての責任を真剣に追及し、明らかにしようとするならば、天皇の戦争責任を問わずにはすまされないので。

わが国はアジア近隣諸国を侵略し、民衆の生活を破壊し、二千万人を上回る生命を奪いました。この事実を前に、わたしたちは単に個人の戦争体験や内面的な領域に限られた反省とということにとどまってはなりません。この悲劇に至った戦争構造全体を根源的に問い、これを繰り返すことが決しておこらないよう努力することが求められています。

ですから教会は問いたしめます。天皇には、まずひとりの人間であるゆえの責任があります。また、日本の最高責任者であり、軍国主義体制の頂点にいた者としての責任があります。たとえ当時現人神とされていたとしても、その責任が問われないと法的に規定されていても、また連合国が東京裁判でその責任を問わないことにしたとしても、この問題は神と人との前にあいまいにされてはなりません。政府は、いまなお残されている戦後責任を果たさなければなりません。また新天皇は、前天皇の戦争責任を道義的には継承する者として、アジア近隣諸国をはじめすべての人々と接することが必要です。キリスト者が天皇の戦争責任を問わずにすまされるならば、それは新たな天皇の神格化に組み入ることとなるでしょう。

Q 19

教会の戦争責任をどのように考えたらよいのでしょうか？

**A** もちろん日本のキリスト教会には重大な責任があります。教会はかつて自国を含め、アジアの人々の諸教会の権利や生命が侵される事態を目撃しながら、キリストの証人としての使命を果たし得ませんでした。

日本の教会自体がすでに国家権力の不当な要求に屈して、宮城遙拝や神社参拝を強いられ、拒否することができない状態にあったからです。ついには政府の総動員体制にしたがって教会合同（日本基督教団成立）に同意し、侵略戦争の協力さえも行ってきました。特に日本軍がアジアの各地において、宮城遙拝や神社参拝の強制・弾圧を行っていたことに、あまりに無関心でした。それどころか、日本の教会の代表者はアジア諸国のキリスト者に、神社に参拝するように説得しました。

たしかに日本の教会でも、それを喜んで行った人は多くはありませんでした。また国家権力の圧力に抵抗し、少数ながら殉教したキリスト者もありました。その点では当時の教会は被害者であったとも言えます。しかしそのことによって戦争責任がないかのように考えることはできません。重大なこととは、個人として国家権力に抵抗したかどうかよりも、教会として抵抗することができます。国に仕えることは神の召命であるかのように福音を交質させ、自己保全をはかったということです。

祈るべき時に祈らず、拒否すべき時に拒否せず、隣人を愛すべき事を怠り、預言者のつとめを果たさなかつたのです。神はイスラエルの王国の滅亡に対して、責任の所在を、民に対してとともに、預言者のつとめを全うしなかつた者に向けております（哀歌二章一四節）。教会は国の不義を明らかにし、救いに導くべき預言者のつとめを担っています。そのつとめに忠実でないならば、いかなる迫害にあっても被害者ではなく、国家と共に加害者の側に立っていたのです。

それゆえ、教会は自らの責任として深く悔い改め、再びあのような罪を繰り返すことがないように

つとめなければなりません。しかし、果たして戦後の教会は戦争責任を共同の痛みとして負い、戦中の教会の問題と充分取り組んできたでしょうか。またいま、そのことが厳しく問われているのです。



Q 20

キリスト教会では靖国神社問題と  
どのように取り組んできましたか？

A

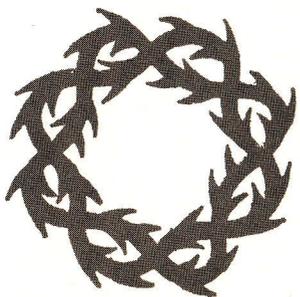
キリスト教会の靖国神社問題への具体的な取り組みは、一九六〇年代後半、靖国神社国営化に反対する運動から始まりました。その前に、靖国問題と一連のものとして出てきた紀元節復活に反対する取り組みもありました。各教派にも靖国神社問題に取り組む委員会が設けられ、政教分離・信教の自由を守る戦いとして取り組まれてきました。署名活動、国会議員への説得、諸教会・団体との共闘などの取り組みの中から、この戦いに関わるキリスト教会の神学的な立場が問われてきました。ただ単に政治問題への関心として取り組むだけでなく、信仰告白の戦いとして、キリストの主権に仕える者の戦いとして位置づけられ、また関心の強い個人の取り組みでなく、これを全教的な取り組みとすることが目指されてきました。

一九七〇年後半になり、靖国神社問題が国会を中心とした法案反対運動からもっと幅広い運動として取り組まれてきました（一九七四年六月靖国神社法案廃案以降国会に提出されていない）。町のヤスクニという表現で、日常性の中にある靖国問題、思想・信教の自由の問題と取り組むことが大切にされたのです。そこで教会はあらためて従来の教会の歩みとその体質を問わざるを得ませんでした。いま、靖国神社国営化に反対するばかりでなく、あの戦時下において教会は何をしてきたのか、あらためてキリスト教会の歴史とその体質が問われています。

さらには、元号法（一九七九年成立）への取り組みの中で、あらためて「天皇制」問題が出てきました。明治以来教会はこの問題といかに関わり組んできたのか、否いかに取り組んでこなかったのか、問題となってきたのです。そしていま、新天皇が即位しようとするなかで、教会はいかなる信仰を告白し、主を信じ、主に仕えるものとしていかにその証しのつとめを果たすかが問われています。わたしたちは歴史の支配者なる主に向かって告白的な信仰に生きる教会です。この時、この国にあって、キ

靖国問題年表参照（一頁）

リスト告白をおびやかす様々の勢力のうごきを黙って見過ごすことはできません。



一世一元の原則が確立したのは「明治」以降のこととされています。

Q 21

「天皇問題」について今後に残された課題はなんでしょうか？

A

万物は、天にあるものも地にあるものも、位も主権も、支配も権威も、みな御子によって造られ、御子によって造られ、御子のために造られました(コロサイ一章一六節)。わたしたちは、この世にあつて遣わされた場でキリストの主権に仕えて生きています。いかなる権力がその位置を犯そうとしても、決して譲ることはできません。

国家権力によって偶像礼拝が奨励されたり、「天皇」や、国家や、民族やその他あらゆる被造物を神格化したりする風潮が広がることを認めることはできません。

また、人は神のかたちに創造され、神を指して生きる自由を与えられています。ですから、人間に価値の優劣があるように扱ったり、主体的に生きようとする人間の自由の権利を侵すようなありかたを放っておくことはできません。

とくに国民の信仰・思想の自由を侵害して元号の法制化を図り、「日の丸・君が代」を公教育機関で強制し、「象徴天皇」をも神格化しようとするような動きが目立ってきています。キリスト者は信仰の立場からこれらを黙認することはできません。

Q 22

元号はどう考えるべきですか？

A

聖書の中に、その時代の王の名や政治支配者の名によって、年数が数えられた箇所が幾度も出てきます(エレミヤ一章一節、ルカ三章一節等)。何を基準に時を刻むかということは、その人がだれに服従しているか、何に基づいて生活しているかという問題と深く関わっています。

わが国においても、年を数える基準を、中国から伝えられた国家元首の名によってする方法が古くから行われてきました。また、神話に登場する日本の紀元から年を数える皇紀・・・年という言い方が用いられたこともありました。

「明治・大正・昭和・平成」という年の数え方は、天皇の即位から始めて時を数え、自分の歩みを天皇の存在に結びつけて表現することになります。意識するしなに関わらず、天皇による時間的支配を日常的に受け入れ、さらには時間のみなならず、わたしたちの全生活、全領域を天皇が支配することを表すことになるのです。

時間を計る単位としての年号は、世界共通でないと不便なので、合理的理由から世界でも最も広く普及しているキリスト暦(西暦)を基準とすべきだと考える人も少なくありません。主イエス・キリストの支配と主権を信じるわたしたちキリスト者は、主の降誕を基準と理解する暦を、わたしたちの信仰を告白する意味で意識的に用い、決して他の基準によって自分の時を刻むことはいたしません。

Q 23

「日の丸」はなぜ問題なのですか？

A

明治時代、西欧先進国の国旗をまねて作られた「日の丸」は、日清・日露の戦争の時、旗行列のかたちで軍国主義の気風を盛り上げるために用いられるようになりまし。日中・太平洋戦争の時代になって、侵略地に「日の丸」を立てて、天皇の名による支配を拡大していきました。侵略された被害者アジアの人々から見れば、「日の丸」の赤色は「天皇の軍隊によって殺された親しい者たちの血」を思い起こさせるものに他なりません。

沖縄で国民体育大会が開催された時（一九八七年）、戦争末期「本土」の防波堤となった沖縄戦の悲劇を経験した人々の気持を逆なでするように、激戦地読谷村に強制的に「日の丸」が掲げられたのです。それを見た地元男性が「日の丸」を引き降ろし、焼き捨てました。このことをめぐって裁判が行われています。韓国では、日本が全面降伏した敗戦記念日八月十五日を「光復節」と呼んで、その日にはいまでも「日の丸」を焼くことが毎年行われているのです。わたしたちはこれらの人々の、いまなお続く悲しみと痛みを覚えたいわけにはいかないのです。

他の国々で国旗を用いるのと同様に、日本でも国のシンボルとしての旗があってもよい、と「日の丸」問題を論ずる人があります。しかし、日の丸を国旗と定めたことは戦前戦後を通じてまだ一度もありません。天皇を賛美し、他国を侵略する旗印として「日の丸」が用いられてきた歴史を考えると、安易にいまこの旗をわが国のシンボルとして用いてよいのでしょうか。いろいろなところで「日の丸」が掲げられても、これに敬意を表したり拝礼をしたりすることには問題があります。

Q 24

「君が代」は歌ってもよいのでしょうか？

A

いかなる歌を歌うかということは、その人の物の考え方や生き方と関わっています。例えば、わたしたちキリスト者は、わたしたちの信仰に基づいて讚美歌を歌って、神をほめたたえるのです。

「君が代」を歌うということは、その歌詞に同意し、その内容を告白していることを意味します。「君が代は、千代に八千代に、さざれ石の巖となりて、苔のむすまで」。この「君が代」の歌詞は、戦前の国定教科書では「わが天皇陛下のお治めになるこの御代が、千年も万年も、いやいついつまでもいつまでも続いてお栄えになるように」と説明されています。「君」を天皇と結びつけない無理な解釈もありますが、「君が代」が天皇賛美の歌であることは歴史が証明しています。

文部省は新学習指導要領によって「日の丸・君が代」の義務化を徹底することとし、「君が代」の歌詞の内容説明として、「象徴である天皇陛下を中心として日本国、日本国民がとこしえに繁栄するように」という願いを込めた歌」と述べています。さらに、日本人としての主体性や愛国心を強めることが、道徳教育の基であるかのように説明しています。しかし、かつて「日の丸・君が代」教育によって愛国心をたたき込まれた日本人が、アジア諸国ではいかに非人道的なことを行ったことでしょうか。

昔、天皇が神格化されていたときに、その天皇を賛美するために歌われた歌を、いまわたしたちは歌うことはできません。平和主義・国民主権に基づいた憲法の制定のときに、この歌についても考え直すべきだのではないのでしょうか。「君が代」はいまの憲法に定められた国民主権に反するばかりでなく、わたしたちの信じ告白する信仰の内容とも相反するものです。

Q 25

天皇制は「差別の根源」などと言われますが、何が問題なのですか？

A

明治時代に、それ以前の身分制度「士・農・工・商……」を廃止しましたが、これまで特別差別されてきた人々に対しては、「新平民」と呼んで同等の扱いをしようとした。しかし、この「新平民」が新しい差別のもととなりました。そして一方では皇族・華族・爵位などの公的な新しい特権の差別体制が行われたのです。

戦後になって、憲法は国民主権（一条）とともに、基本的人権を強調し（二一条）、法の下での平等（四一条）を定めました。

ところが、「華族その他の貴族制度は、これを認めない」（二四一条二項）と定めつつ、皇位継承のための「皇族」を残しました。これは国民主権を定め、法の下での平等を定めた現憲法において大きな問題点となっています。

また、皇位継承に関しても、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」（皇室典範一条）としています。これは明らかに性差別に外なりません（古くは女帝が立ったこともありましたが）。また、天皇が地方旅行をする場合、精神障害者が外出を禁じられたり、天皇が身体障害者施設を訪問するとき、重度の障害者は天皇の目に触れないようにするなど、障害者の人権を侵害するような出来事が次々に起こっています。さらに天皇の名によって叙勲などが行われ、人の仕事の価値を評価する職業差別が行われています。

キリスト者が、その信仰の立場から、「日の丸」を掲げることがためらい、「君が代」を歌うことにもためらいを覚えるときに、すぐに「非国民」呼ばわりして排除しようとする差別傾向がすでに現れてきています。これらのことを考えると、天皇制の問題を、神格化・偶像化の問題としてだけでなく、人権の問題としても考えないわけにはいきません。

Q 26

イギリスの「女王」と同じように「天皇」のことを考えることはできませんか？

A

イギリスと日本では歴史が違い、大多数の国民の意識が違います。イギリスではかつて、「王権神授説」をとったときにも、王の上に天の真の神がいますことが前提となっていました。また、「王権神授説」を否定し、王をその王座から引き降ろし、追放・処刑した革命の歴史さえあります。

しかし、わたしたちの国においては「天皇」という言葉自体が、王以上の神格性を持った存在であることをあらわす名称です。しかも、大多数の国民が天皇を神格化してありがたがる傾向を強く持っています。また、天皇即位をめぐる儀式行事の多くは、人間を神々との交わりによって神格化するということをその本質とする儀式ですし、さらには、そのことに基づいて天皇があらゆる面において、日本の支配者であることを繰り返し示す行事が昔ながらに行われるのです。これらをあわせ考えると、天皇神格化の危険性はいまなお決してなくなっているのではないのです。

わたしたちはこの一年ほどの間に、「昭和」の天皇の重体、死去、葬儀の中でそのことをはっきりと見てきたのではないのでしょうか。このようなわが国の現実を考えた時、わたしたち日本のキリスト者は、イギリスの女王と同じように「天皇」を考えることはできません。

Q 27

キリスト者は「天皇」を神さまだと思わないから、  
それでよいのではありませんか？

A

昔からキリスト者はだれも「天皇」のことを神さまとは思っていませんでした。「天皇」を一番偉いと、ありがたいとする風潮の中でも変ることはありませんでした。しかしそれにもかかわらず、第二次世界大戦における日本の敗戦まで、日本のキリスト者の大部分は、「天皇」が神ではないことを正しく力強く証しすることをしなかったのです。あるいは意識的に「天皇」のことは触れないできたのではないのでしょうか。そしてその時キリスト者は、「天皇」をすべてのものの上に置こうとする政治状況、時代の風潮の中で、結果的には「天皇」を神とする全体状況を認めることになってしまいました。

すると、天皇問題は、単にキリスト者がその信仰においては「天皇」を神とは思わないからそれによい、というようなことではすまないものです。わたしたちキリスト者が「天皇」を神とは思っていても、他の人々が「天皇」を神格化する時、「天皇」は偶像化されるのです。そしてキリスト者もその全体状況の中に巻き込まれてしまうのです。

御言葉と主イエス・キリストによってご自身を現わす、生ける真の神以外のものを拝む者はすべて偶像礼拝者です。天皇神格化がいろいろなかたちでわたしたちの周りに起こりつつある事態に、わたしたちはもつと敏感にならなければなりません。

Q 28

キリスト者であることと「日本人」であることは、  
どのように考えたらよいのでしょうか？

A

わたしたちキリスト者は、救い主イエス・キリストによって罪の赦しの恵みにあずかり、神の国の民とされました。この約束を待ち望みつつ、神の国の福音の証し人としてこの世に遣わされています。

わたしたちが日本人であるということは、神から遣わされた者として、この国の中で主の恵みを証しすることが求められています。わが国のいろいろな課題の中にあつてこそ、真の神を証しし、神の恵みを宣べ伝え、神の国の証しを立てることが必要です。

異教社会の中で、様々な偶像化の嵐のただ中でこそ、主イエス・キリストの主権と勝利を信じ、それを証しし、それを待ち望むことがキリスト者の使命です。わたしたちの地上の国籍は、天にある国籍を思い、それに従い、それを証しする場合にだけ、わたしたち自身にとつても、またわたしたちの国にとつても祝福となるのです。

「現代日本の状況における教会と国家に関する指針」

エペソ 1: 11  
エペソ 4: 16  
マタイ 16: 18  
I コリント 3: 11

父・子・聖霊にいます三位一体の神は、御子イエス・キリストにあって、神の国を実現し、私たちを神の民として召し出し、福音宣教のため全世界に派遣された。教会は、主イエス・キリストをかしたらと仰ぎ、聖霊の働きにより神の救いの福音のために集められたキリストのからだであって、イエス・キリストのほかに、よって立つべき岩をもたない。

しかし、私たちの教会は、その歴史の中で、国家権力の不当な要求に屈し、天皇礼拝や神社参拝をしいられても、十分に戦うことができず、政府の方針にのっとって教会合同を行い、聖戦の名によって行われた侵略戦争のため、自国を含めてアジアの諸国民と諸教会の生命と権利とが侵害されても、真にキリストの証人としての役目を果たしえなかった。私たちはこのことを心から懺悔し、その罪を告白するものである。このような歴史をかえりみ、悔改めと反省をなしつつ、ここにキリストを真実に告白し、御言葉によつてたえず改革される教会たろうと決意している。

現在、この国の靖国神社の国営化、国家神道復活の動きの中で、教会は、真に教会と国家の関係とその正しい在り方を、もう一度問い直すよう迫られている。教会がふたたび、国家権力の過ちのゆえに、その主から託されたつとめをなおざりにすることのないよう、この新しい事態の中で、私たちは聖書に基づいて、この指針をつくり、主に對する、心からなる信仰の言い表わしとするものである。

I キリストの主権

聖書において証しされ、聖霊において語りたまうイエス・キリストは、教会が聞き、信じ、従い、讚美すべき神の唯一の御言葉である。このイエス・キリストは、教会のかしらであると共に、全世界の主でありたまう。私たちは、生きるのも主のために生き、死ぬのも主のために死ぬ。生きるにしても死ぬにしても、私たちは主のものである。

主イエス・キリストは、十字架・復活・昇天により、すべての支配・権威・権力・権勢に勝利し、すべてのもののかしらとなられた。神は、このキリストを万物の上にかしらとして教会にお与えになった。この教会はキリストのからだであつて、すべてのものを、すべてのもののうちに満たしている。したが、満ちみちているところにはかならない。そして教会は、イエス・キリストが世界の主であることを告白し、宣べ伝える使命を託されているゆえ、公同の教会として存在し、時と場所をこえ、全世界に聖徒の交わりをもっている。

御言葉において、世界を創造したもうた神は、摂理によつてこの世界を保ち、キリストの福音によつて罪の世に勝利し、聖霊により教会を起こし、聖化の業を行い、神の国を成就したもう。教会は、そのことの証人である。

福音を教会に託したもう神は、この世界が人間の罪と墮落ゆえに、混乱におちいらぬため、さらに世界が、神の正義

エペソ 1: 20-23

マタイ 28: 18  
ローマ 14: 8

詩篇 82: 1-4

と公平と憐みのもとに正しく保たれ、人びとが平和で自由な生をいとむために世の秩序をお定めになった。これは、神の忍耐と寛容のゆたかさのゆえに、悔改めを待ち、キリストにある恵みの福音へと罪人を招きたもう、救いの御旨の中においてあらわされた神の義のゆえに、求められ、ゆるされた地上の秩序であつて、神の国が来るまで、法と制度によつて、社会の公正を維持し、貧しき者・弱き者の権利を擁護し、地上における正義と平和を守るために定められている。

教会は、このような神の恵みの定めを、神への感謝とおそれの中で承認し、すべてのものを支えたもう御言葉の力に信頼し服従する。しかし、教会は、キリストによる約束の成就を待つ全被造物と共に、苦しみ、うめきつつ、神の国の到来を待ち望んでいる。その時まで地上に完全な秩序はない。それゆえ教会は、世の秩序が、人間の罪と恣意のゆえに悪用され、神の御旨に逆らい、自己を絶対化し、神聖化する危険のあることをも知っている。

しかも、教会は、いかなる権威も力も、キリストの主権を究極的には、おかすことのできないことを信じており、栄光をキリストに帰しつつ、キリストより託されたつとめを行う。教会は、このつとめを行うため、御言葉にもとづき、自ら定めた法秩序をもち、その法にしたがって選ばれた役職によつて運営される。この世の法は、このキリストの主権のもとにある教会の法に干渉し、その自主性をおかすことはできない。またこの世の法は、私たちの良心の課題、信仰の内容について、制限や束縛や指示を与えることはできない。この点について、世の秩序は、「神のものは、神に返しなさい」との御言葉に従わなくてはならない。キリストの主権がおかされる時

マルコ 12: 17

ローマ 8: 19-25

教会は、その真の主にいますキリストにしたがって行動することをゆるされ、また命じられている。その時、私たちは、「人間に従うよりは、神に従うべきである」。

使徒行伝 5: 29

II 教会

教会は、キリストのからだとして、神の国の鍵を与えられ、イエス・キリストに注がれた聖霊の油にあずかり、キリストの満たしたもう預言者・祭司・王としてのつとめを果たすため、世にたてられている。

マタイ 16: 19  
ヨハネ 17: 18

教会は、預言者としてのつとめを果たすために、福音宣教によつて、イエス・キリストの御業とくに十字架と復活による、全人類に対する神の救いの御業を告げひろめる。そのため、私たちは主イエスの復活の日、週の初めの日に、説教と聖礼典を中心とする礼拝を行う。これは、何ものによつても奪われることのできないものである。教会は、その宣教を通して、また必要な時には、宣言・勧告によつて、この世の秩序の責任者に対し、神の御旨にそつよう、その使命を思いおこさせる。

教会は、祭司としてのつとめを果たすために、「神がキリストにより、世を御自分と和解させ、その罪過をこれに負わせることをしないで、私たちに和解の務をゆだねられた」ことを信じ、キリストが、世のために祈り、これを愛し、世の人びとに仕えたように、自らを神に献げ、世のために祈り、世の人びとを愛して、奉仕の業を行う。それゆえ、キリスト者はこの世の秩序が、神の業として、「善を賞し、悪を罰し」、人間の福祉と平和を守るよう、祈り、奉仕し、協力する。

I テモテ 2: 1-6  
I ペテロ 2: 14

II コリント 5: 18-20

ずかり、主の勝利を証してゆく。キリストは、終末の時には、「もろもろの君たち、権威、権力を打ち滅ぼし、国を父なる神に渡される」。それゆえ教会は、この世の秩序が神の委託に反し、御言葉をおかした時、御言葉にふさわしい仕方である、抵抗することによって、キリストの勝利の証しをたて、永遠の御国の到来を待ち望むのである。

### III 国家

国家は、地上にたてられた秩序の一つであって、その使命は、教会とは異なる。この地上にあつて、人間の罪と墮落のゆえに、混乱と無秩序が生じないために、人間の理性と能力の量りにしたがって、地上の法的秩序をもち、立法・行政・司法によって、人間の幸福と平和を保ち、基本的人権を擁護し、社会正義を守るために存在する。

教会は、この神の配剤の恵みに感謝すると共に、キリストの勝利のゆえに、国家も、その権能もキリストの御支配のもとにあることを知っている。そして、神は万物をキリストの足の下に従わせ、キリストを万物の上にかしらとして、教会にお与えになった。キリスト者は、主への信仰に基づき、国家の法秩序に対して、信仰からくる良心にしたがって、その義務を果たす。それと共に国家は、主の委託に反し、自己を絶対化し、すべての権力を自らのうちにおさめて、人間の良心・信仰・思想にまで介入して、聖書が示している「獣の国家」になつてはならない。

### IV 現代の課題

このようなキリストの主権のもとにある教会と国家の関係およびその在り方から見て、現在の日本の国の危機的状況の

自由を保証しなければならない。

### (3) 教育

人間は、神のかたちに造られ、そのかたちは、キリストの中にこそ完全にあらわされているゆえに、キリストに従ひ、キリストのかたちが、私たちの中に形成されてゆくことこそ、教育の真の目的である。そのことが真実に行われるのは、ただ神の御霊の働きによる。しかし神は、この教育がなされるため、御自身の父子関係の反映として、地上に親子関係を定め、導く者と導かれる者の関わりの中で、人間による教育と形成がなされ、御言葉による認識と応答が行われるようになされた。それゆえ、両親およびそれに代る者たちは、神から子供を託され、子供たちが、神とキリストの御名をあげ、キリストに従う者となるよう、教育のつとめのために召されたのである。

私たちは、神の御言葉を伝達する信仰の教育と、神の造りたもうた世界の諸真理を教える一般的教育のあることを承認する。信仰の教育は、両親と教会に託されており、一般的教育は、両親と両親の委託を受けた教師たちに託されている。教師と学校は、その一般的教育の中で、真理を尊ぶと共に、他方、一つの価値観を意図的に子供に押しつけてはならない。学問・学習は、あくまでも真理を追求してゆく中で、あらゆる価値の中から、自由に選びうる条件のもとで研究が進められなくてはならない。国家であれ、いかなる組織・制度・勢力であれ、真理をふみにじり、抑圧し、また差別や偏見を助長して、神から託されている教育のつとめをおかしてはならない。

### (4) 平和

イエス・キリストは、十字架によって神と人との和解

中で、私たちは、特に次の四つの課題を、キリストの福音からくる神の戒めに照して、緊急に表明せざるをえない。

### (1) 偶像礼拝

私たちは、イエス・キリストと御言葉において御自身を啓示された三位一体の神のみ任せ、これ以外のものを礼拝することはできない。また御言葉によって示された礼拝の仕方以外のものを受け入れることはできない。私たちは、天皇・英雄・指導者などいかなる人間をも、

国家や民族をも、神格化したり、神のごときものとして敬ったり、拝礼したりすることもできない。またすべての物体・象徴物・死者をあたかも生けるもののごとく拝礼することはできない。神は、そのようなことを行う者も、また行わせる者も、厳しく罰せずにはおかないであろう。

### (2) 自由

人間はキリストにあつて造られ、キリストによって造られ、キリストを目ざして造られた者として、つねに自由な人格であつて、キリストは自由を得させるために、私たちを解放して下さった。私たちは、この自由によって神を讚美し、礼拝し、イエス・キリストを信じ告白し、福音を宣べ伝えることをゆるされている。聖霊のほかに、いかなるものも、私たちにキリストを告白させることはできないし、またこの世のいかなる権力も力も、私たちがキリスト告白を取り去ることも、またこれら人びとに強制することもできない。

このキリストにある自由は、いっさいの人間の自由と基本権の源泉であるから、国家とその法は、信教・思想・良心・礼拝・伝道・報道・学問・表現・集会・結社等の

の業をなしとげ、平和の主として、私たちのうちにある敵意というへだての中垣をこわし、御自身からだによつて、二つのものを一つにし、平和を告げたまつた。私たちが、このイエス・キリストにある和解に基づいた平和以外に、真に神の喜びたもう平和はないと信じている。そして平和をきたらせる者は、この主キリストにならう者として、神の子らと呼ばれる。

キリスト者は神の子らとして平和の主の御心にそうよう、平和を愛し、戦争の悲惨を叫び、武力による紛争をさけ、世界が軍備を縮小してゆくよう祈り、かつ訴える。とくに核兵器をはじめ、大量殺戮兵器は、平和に役立たず、キリストにおける神の平和に対する反逆と考え、その廃棄を訴える。

日本基督教大会は、現代の状況の中で、教会と国家との関係について主の御言葉に基づき、ここに表明されたことを、全教会員が、そのかしらなる主キリストに従つて決断し、実践してゆくことを願う。

イエス・キリストの主権は、現在の悪と悲惨のただ中では、信仰と愛と希望の中で、見られるのみである。今その見るところが、おぼろであつたとしても、キリストは信仰の告白と証しのあるところ、つねに共にいます、やがて栄光と勝利のうちに来りたまふ。その日には、聖書に記されたごとく、キリストの主権と支配は、すべてのものに明らかになり、すべてのものが主の御前に膝を屈め、「イエス・キリストは主である」と告白して、栄光を父なる神に帰するであろう。

(一九八三年第33回日本基督教大会)

## 参考文献

- 幸日出男著『天皇制とキリスト者』ルガル社  
『元号法案国会審議報告』日基東京中会靖国神社問題特別委員会  
〈新編〉『これが大嘗祭だ』日本キリスト教団靖国神社問題特別委員会  
土肥昭夫・戸村政博共編『天皇代替わりとわたしたち』日本基督教団出版局  
戸村政博著『いま、Xデーを考える』キリスト新聞社  
笹川紀勝著『天皇の葬儀』新教出版社  
『今日における神の国の宣教』日基大会靖国神社問題特別委員会  
富坂キリスト教センター編『キリスト教と大嘗祭』新教出版社  
『天皇制ファシズムとキリスト教』日本基督教団宣教委員会  
『「戦責告白」と天皇制』日本基督教団宣教委員会  
『戦後象徴天皇制とキリスト者の立場』日本基督教団宣教委員会  
天皇問題を考える法律家の会編『みんなで考えよう「天皇問題Q & A」』あゆみ出版  
戸村政博著『日本はどこに行くのか』キリスト新聞社  
ジュリスト 特集『象徴天皇制』有斐閣  
天皇代替わりに関する情報センター他編『天皇制なんかいない』新地平社  
岩井忠熊・岡田精司編『天皇代替り儀式の歴史的展開』柏書房

## あとがき

このブックレットは、日本基督教大会靖国神社問題特別委員会で作りました。最初、靖国問題委員会事務局の久保義宣、斉藤修、北川裕明、武田兵次郎の四名が分担して原案を作り、さらに事務局会で検討修正いたしました。

次に大会靖国神社問題特別委員会のメンバーに手を加えていただきました。委員は、小池創造(委員長)、佐藤實、四竈史、中村静郎、久保義宣(書記)、笹川紀勝の六名でした。

次にこれまでに色々な立場で専門的にこれらの問題に取り組んできた諸先生のご指導を頂きました。渡辺信夫、蓮見和男、登家勝也、南樫、三瓶長寿、森田幸男、金田隆一、幸日出男、笹川紀勝の9名の各氏です。

更に大会常置委員会の意見も伺いました。また、板橋俊典、大橋正守、福田ユウ、田上中の諸長老の意見を頂きました。表紙デザインのため藤本忠男長老のご協力を頂きました。ここにお名前を記して感謝の意を表したいと思います。